

令和 8 年第 1 回東広島市議会定例会

提 出 議 案 說 明 書

令和 8 年 2 月

目

次

議案第57号	大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について	1
	(地域振興部地域政策課)	
議案第58号	調停の成立について	2
	(都市交通部区画整理課)	
議案第59号	市道の路線の廃止について	4
	(建設部建設管理課)	
議案第60号	市道の路線の認定について	5
	(建設部建設管理課)	
議案第61号	公の施設の指定管理者の指定について	6
	(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)	
議案第62号	請負契約の締結について	7
	(地域振興部地域政策課)	
議案第63号	請負契約の変更について	8
	(建設部災害河港課)	
議案第64号	請負契約の変更について	9
	(都市交通部区画整理課)	
議案第65号	東広島市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	10
	(財務部財政課)	

議案第66号	東広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について……………	11
	(こども未来部保育課)	
議案第67号	東広島市行政手続条例の一部改正について……………	14
	(総務部総務課)	
議案第68号	職員の給与に関する条例の一部改正について……………	15
	(総務部職員課)	
議案第69号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について……………	17
	(総務部職員課)	
議案第70号	東広島市税条例の一部改正について……………	18
	(財務部市民税課・資産税課・収納課)	
議案第71号	東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について……………	20
	(健康福祉部生活福祉課)	
議案第72号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	21
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第73号	東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	24
	(こども未来部保育課)	

議案第74号	東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について………	25
	(こども未来部保育課)	
議案第75号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について………	26
	(都市交通部都市計画課)	
議案第76号	東広島市手数料条例の一部改正について………	31
	(都市交通部建築指導課)	
議案第77号	東広島市火災予防条例の一部改正について………	32
	(消防局予防課)	

議案第 57 号

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について、事業費の額を変更する必要が生じたため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

交通通信施設市町村道・橋りょう（大芝大橋）の電気設備の補修に係る事業費
(単位：千円)

区分	現行	変更後	増加額
事業費	51,000	54,700	3,700
財源	特定財源	0	0
内訳	一般財源	51,000	54,700
一般財源のうち辺地	51,000	54,700	3,700
対策事業債の予定額			

(根拠法令)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

議案第58号

調停の成立について

(都市交通部区画整理課)

1 提案の理由

東広島簡易裁判所に申し立てた
建物等収去土地明渡等調
停申立事件について、当事者間において合意が成立する見込みであるため、調停
を成立させようとするものである。

2 事案に係る概要

東広島都市計画事業八本松駅前土地区画整理事業（以下「本件土地区画整理事業」という。）は、平成29年3月8日に事業計画を決定し、その後、土地区画整理法第98条第1項の規定により、令和元年8月9日付け仮換地指定通知をもつて、

の土地（以下「本件各土地」という。）を従前地とする仮換地を指定した。

その後、市は、造成工事補償年度計画に基づき本件各土地の所有者（
をいう。以下同じ。）に対し、本件各土地の明渡し並びに本件各
土地上に存する建築物その他工作物及び竹木土石等一式（以下「本件建築物等」という。）の除却に要する費用等の補償に係る協議の申入れを行ったが、本件各
土地の所有者がこれに応じなかつたため、令和4年12月22日議決第161号
により議決を経て、令和5年1月10日付で、東広島簡易裁判所に対し、本件
各土地の所有者（
を相手方らとして、本件建築物等を収去し、
又は撤去して本件各土地を明け渡し、及び市が相当額の補償金を支払う旨の調停
を申し立てた。

この度、本件各土地の一部について相手方らが明渡しの意向を示したことから、調停条項案を提案したところ相手方らの同意が得られたため、当該調停条項案により調停を成立させようとするものである。

3 調停条項案の主な内容

- (1) 相手方らは、令和8年度に市が道路改良工事及び宅地造成工事を開始する土地を令和8年10月1日までに明け渡す。
- (2) は、(1)の土地の代替えとして、市が準備する代替駐車場を使用することができる。
- (3) は、(1)の土地に駐車している車等の所有者等に対して、明渡しに関する連絡調整を行う。
- (4) 相手方らは、今回成立させる調停条項以外の土地の明渡し、物件の移転等について、本調停の成立後も市との間で誠実に協議する。
- (5) 相手方らは、市が施行する本件土地区画整理事業に協力する。

4 管轄裁判所

東広島簡易裁判所

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略一）、和解（一略一）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

議案第59号

市道の路線の廃止について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

次の市道の路線を廃止しようとするものである。

路線名	廃止の理由
田口東38号線	住宅団地の開発に伴い、路線の終点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
正力西2号線	八本松スマートインターチェンジ整備事業に伴い、路線の終点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
正力西14号線	
中組正力線	
正力西13号線	八本松スマートインターチェンジ整備事業に伴い、この路線を廃止する必要がある。

(根拠法令)

道路法

第8条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 60 号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

次の路線を市道として認定しようとするものである。

路 線 名	認 定 の 理 由
寺家南 72 号線	住宅団地内の道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
寺家南 73 号線	
下見 56 号線	
田口東 60 号線	
御園宇東 87 号線	
助実 43 号線	
米満東 16 号線	
正力西 15 号線	八本松スマートインターチェンジ整備事業に伴う新設道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
正力西 16 号線	
田口東 38 号線	市道の路線の廃止に伴い終点の変更を行う路線を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
正力西 2 号線	
正力西 14 号線	
中組 正力線	

(根拠法令)

道路法

第 8 条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 6 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

志和市民グラウンドの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
志和市民グラウンド	株式会社伯和 代表取締役社長 安本 政基	東広島市八本松西一丁 目 3 番 4 号

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 244 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 62 号

請負契約の締結について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

令和 7 年度未来都市形成事業旧竹仁小学校改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市福富町下竹仁

(2) 工事の内容

旧竹仁小学校の用途変更等に係る改修工事（建築、電気設備及び機械設備）

(3) 契約金額

4 億 3,119 万 8,900 円

(4) 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目 2 番 51 号

株式会社てらお建設

代表取締役 永 見 敦

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日まで

（根拠条例）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 63 号

請負契約の変更について

(建設部災害河港課)

1 変更の理由

令和 7 年 2 月 26 日議決第 22 号により議決を経た令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津桟橋改築工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
2 億 8,710 万円	3 億 2,959 万 9,600 円	4,249 万 9,600 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市安芸津町三津

(2) 契約の相手方

三原市宮沖一丁目 8 番 8 号

山陽建設株式会社

代表取締役 深 山 隆 一

(3) 工期

令和 7 年 2 月 27 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 64 号

請負契約の変更について

(都市交通部区画整理課)

1 変更の理由

令和 6 年 9 月 19 日議決第 100 号により議決を経た令和 6 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（6-2）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	減少額
4 億 1,250 万円	3 億 6,760 万 1,300 円	4,489 万 8,700 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町飯田及び原並びに八本松南二丁目

(2) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿 5015 番地の 5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(3) 工期

令和 6 年 9 月 20 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 65 号

東広島市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例 の制定について

(財務部財政課)

1 制定の理由

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、東広島市企業版ふるさと納税基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基金の積立て（第 2 条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計において予算で定める。

(2) 基金の処分（第 5 条関係）

基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

3 施行期日

公布の日

（根拠法令）

地方自治法

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

東広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の
制定について

(こども未来部保育課)

1 制定の理由

子ども・子育て支援法の一部改正により新たな給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 一般原則（第3条関係）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

ウ 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

エ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ず

るよう努めなければならない。

(2) 利用定員に関する基準（第4条関係）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとする。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(3) 特定乳児等通園支援の取扱方針（第15条関係）

特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(4) 運営規程（第20条関係）

特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

ア 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

イ 提供する特定乳児等通園支援の内容

ウ 職員の職種、員数及び職務の内容

エ 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

オ 乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

カ 1時間当たりの利用定員

キ 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

ク 緊急時等における対応方法

ケ 非常災害対策

コ 虐待の防止のための措置に関する事項

サ アからコまでに掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

3 施行期日

令和8年4月1日

(根拠法令)

子ども・子育て支援法

第46条

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

第54条の3 第44条から第54条までの規定（－略－）は、前条第1項の確認を受けた者（－略－）について準用する。－略－

議案第 67 号

東広島市行政手続条例の一部改正について

(総務部総務課)

1 改正の理由

行政手続法の一部改正に合わせて、聴聞の通知の方式の見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

公示の方法による聴聞の通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、聴聞の期日及び場所並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地並びに当該行政庁が通知する事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。（第 15 条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 5 月 21 日

(2) 経過措置

施行日以後にする通知について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の職員の給与を改定し、職員の給与からその相当額を控除することができるものとして、保育所等に勤務する職員の給食費を追加するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与からその相当額を控除することができるものとして、保育所、認定こども園又は幼稚園に勤務する職員の給食費を新たに追加する。（第4条関係）

(2) 宿日直手当（第20条関係）

宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の限度額を引き上げる。

(3) 初任給調整手当（第22条、第22条の2関係）

ア 現行の医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員その他の特殊な専門的知識を必要とする職員に支給する初任給調整手当を第1種初任給調整手当とする。

イ 新たに第2種初任給調整手当を設け、職員に適用される給料表の給料月額等の合計額を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回る職員には、その差額を月額に換算した額を支給する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 宿日直手当に関する規定 公布の日

イ 初任給調整手当に関する規定等 令和8年4月1日

(2) 経過措置

宿日直手当に関する規定は、令和7年4月1日から適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第204条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 69 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

附属機関を新たに設置し、及び廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 附属機関の設置 (別表関係)

次の附属機関を新たに設置する。

名 称	目 的
史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会	史跡西条酒蔵群保存活用計画の策定並びに史跡西条酒蔵群の保存管理及び整備活用に関する重要な事項を審議すること。

(2) 附属機関の廃止 (別表関係)

東広島市歴史文化基本構想策定委員会を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 138 条の 4

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第70号

東広島市税条例の一部改正について

(財務部市民税課・資産税課・収納課)

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、公示送達の方法の見直しを行うとともに、黒瀬川流域が特定都市河川流域に指定されることに伴い、認定計画に基づき設置された雨水貯留浸透施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 公示送達（第18条関係）

公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

(2) 固定資産税（附則第10条の2関係）

ア 特定都市河川浸水被害対策法等に規定する認定事業者が、これらの法に規定する認定計画に基づき令和9年3月31日までに新たに取得した雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税の課税標準は、その課税標準となるべき価格に3分の1を乗じて得た額とする。

イ 特定都市河川浸水被害対策法の規定により令和10年3月31日までに指定された貯留機能保全区域内にある土地に対して課する固定資産税の課税標準は、当該区域の指定後の3年度分に限り、その課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 公示送達に関する規定 地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第1

2号に掲げる規定の施行の日

イ 固定資産税に関する規定 令和8年4月1日

(2) 経過措置

ア 公示送達に関する経過措置

地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用する。

イ 固定資産税に関する経過措置

令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徵収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第71号

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

(健康福祉部生活福祉課)

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、新たに設けられた個人番号を利用することができる事務に準ずる事務として、外国人生活保護関係事務が位置付けられたことに合わせて、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日

令和8年6月14日

(根拠法令)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（一略一）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一略一

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等の改定

ア 後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。（第6条、第7条、第8条関係）

区分	現行	改正
所得割額の税率	100分の2.89	100分の2.82
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	1万2,211円	1万2,245円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	7,841円
	特定世帯	3,920円
	特定継続世帯	5,880円
		7,721円
		3,860円
		5,790円

イ 介護納付金課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。（第9条、第10条、第11条関係）

区分	現行	改正
所得割額の税率	100分の2.35	100分の2.52
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	1万1,996円	1万2,937円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	5,814円	6,261円

(2) 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の減額措置について、その減額する額を次のとおり改定する。（第25条関係）

ア 世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年の総所得金額及び山林所得金額の合算額（イ及びウにおいて「合算額」という。）が、4

3万円を超えない世帯 ((3)において「10分の7軽減世帯」という。)

(ア) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区分	現行	改正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	8,548円	8,572円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	5,489円
	特定世帯	2,744円
	特定継続世帯	4,116円
		4,053円

(イ) 介護納付金課税額から減額する額

区分	現行	改正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	8,398円	9,056円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	4,070円	4,383円

イ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯 ((3)において「10分の5軽減世帯」という。)

(ア) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区分	現行	改正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	6,106円	6,123円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,921円
	特定世帯	1,960円
	特定継続世帯	2,940円
		2,895円

(イ) 介護納付金課税額から減額する額

区分	現行	改正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	5,998円	6,469円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	2,907円	3,131円

ウ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯 ((3)において「10分の2軽減世帯」という。)

(ア) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区分	現行	改正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	2,443円	2,449円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1,569円
	特定世帯	784円
	特定継続世帯	1,176円
		1,158円

(イ) 介護納付金課税額から減額する額

区分	現行	改正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	2,400円	2,588円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	1,163円	1,253円

(3) 納税義務者の世帯内に未就学児がある場合における当該納税義務者に対して課する後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額措置について、被保険者均等割額から未就学児1人につき減額する額を次のとおり改定する。（第25条関係）

区分	現行	改正
10分の7軽減世帯	1,832円	1,837円
10分の5軽減世帯	3,053円	3,061円
10分の2軽減世帯	4,884円	4,898円
上記以外の世帯	6,106円	6,123円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徵収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第73号

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳幼児に対する健康診査が行われた場合における家庭的保育事業者等の健康診断の実施義務を緩和しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。—略—

議案第74号

東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を実施する場合の特例措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日

令和8年4月1日

(根拠法令)

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。—略—

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
改正について

(都市交通部都市計画課)

1 改正の理由

東広島都市計画吉川工業団地西地区地区計画及び八本松駅前土地区画整理区域地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにこれらの地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（以下「建築制限」という。）を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 次の地区及び区域における建築制限を定める。（別表第1関係）

地区	区域
吉川工業団地西地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東広島都市計画吉川工業団地西地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
八本松駅前土地区画整理区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東広島都市計画八本松駅前土地区画整理区域地区計画において地区整備計画が定められた区域

(2) 建築制限の内容（別表第2関係）

ア 吉川工業団地西地区

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 次に掲げる事業を営む工場 ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造 イ 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄磷、赤磷、硫化磷、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルロース、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類

製造

- ウ マッチの製造
エ セルロイドの製造
オ ニトロセルロース製品の製造
カ ビスコース製品の製造
キ 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）
ク 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
ケ 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
コ 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）
サ 石炭ガス類又はコークスの製造
シ 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
ス たんぱく質の加水分解による製品の製造
セ 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。）
ソ ファクチス又は合成樹脂の製造
タ 肥料の製造
チ 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
ツ 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
テ アスファルトの精製
ト アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造
ナ セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
ニ 金属の溶融又は精練（容量の合計が 50 リットルを超えないつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

	<p>(2) 住宅</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該地区に立地する事業施設の従事者のための共同住宅及び寄宿舎を除く。）</p> <p>(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(9) ダンスホールその他これに類するもの</p> <p>(10) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの</p> <p>(11) ホテル又は旅館</p> <p>(12) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(13) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(14) 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）</p> <p>(15) 病院</p> <p>(16) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (当該地区に立地する事業施設の従事者のための店舗及び飲食店を除く。）</p>
容積率の最高限度	10分の30とする。
建蔽率の最高限度	10分の6とする。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

イ 八本松駅前土地区画整理区域

建築制限の事項	建築制限の内容	
建築物の用途の制限	A地区	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 自動車教習所</p> <p>(2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店</p>

	<p>舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</p> <p>(4) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造及び糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。）又は建具屋で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えないもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自動車修理工場及びガソリンスタンド併設小規模自動車工場（原動機を使用する作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えないもの）を除く。）</p>
B地区	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(2) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造及び糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。）又は建具屋で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えないもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）及び自動車修理工場を除く。）</p>
建築物の敷地面積の最低限度	<p>165平方メートルとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 土地区画整理法の規定による仮換地指定又は換地処分により165平方メートル未満となるものについて、その全部を一の敷地として使用するとき。</p> <p>(2) 次に掲げる建築物を建築するとき。</p> <p>ア 現金自動預入払出兼用機、コイン精米機その他これらに類する機械の設置の用に供する建築物</p> <p>イ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p>
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から土地区画整理事業の事業計画で位置付けられた区画道路（特殊道路を除く。）の境界までの水平距離は、1.5メー

建築物の高さの最高限度	B 地区	トル以上とする。 建築物の軒の高さの最高限度は、当該建築物の敷地の地盤面から 15 メートルとする。ただし、良好な居住環境を阻害することができないと認められるものについては、この限りでない。
-------------	------	--

3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

建築基準法

第 68 条の 2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略一）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

東広島市手数料条例の一部改正について

(都市交通部建築指導課)

1 改正の理由

建築基準法の一部改正に合わせて、建築物の確認及び検査の申請に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査に係る手数料の徴収の対象となる建築物の範囲を変更するとともに、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に合わせて、特例許可の申請に対する審査に係る手数料の改定その他所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 建築基準法に基づく建築物の確認及び検査の申請に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査に係る手数料の徴収の対象となる建築物の範囲を、全ての建築物に拡大する。 (別表第 2 関係)
- (2) 要除却認定マンションに係る特例許可の申請に対する審査に係る手数料の名称を変更するとともに、特例許可の対象に各部分の高さを追加する。 (別表第 3 関係)

3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

- (2) 経過措置

施行日以後にされる申請に対する審査に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。一略一

東広島市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防課)

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、対象火気設備等として新たに簡易サウナ設備が追加されることに伴い、当該設備の位置、構造及び管理に関する基準等を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 簡易サウナ設備（第2条、第11条関係）

ア 簡易サウナ設備は、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものとする。

イ 簡易サウナ設備は、建築物等及び可燃性の物品から、離隔距離以上の距離を保つ位置に設けなければならないこととする。

ウ 簡易サウナ設備には、当該設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならないこととする。ただし、薪を熱源とするものにあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

(2) 現行のサウナ設備のうち、簡易サウナ設備以外のものを一般サウナ設備とする。（第11条の2関係）

(3) 防火対象物に存する場所のうち、簡易サウナ設備のある場所について、一般サウナ設備のある場所と同様にその消火に適応するものとされる消火器を設けなければならないこととする。（第57条関係）

(4) 簡易サウナ設備について、個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様

に届出を要することとする。（第79条関係）

(5) 住宅における火災の予防を推進するため、実施に努めるべき施策として、感震ブレーカーの普及の促進を追加する。（第41条の7関係）

3 施行期日

令和8年3月31日

(根拠法令)

消防法

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。